

Newsletter

25 April 2019

目次

台湾の会社法の大改正と日本企業の子会社・合併会社の管理及びガバナンスに与える影響

- (1) ガバナンス関連規制の柔軟化
- (2) イノベーション事業に優しい環境の創出
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 株主権益の保護
- (5) 外国会社に対する規制
- (6) マネーロンダリングの防止

Asia Focus Newsletter vol. 4

ベーカー&マッケンジー法律事務所 アジア・フォーカスチームは、アジア・太平洋地域の17の事務所からなる、ベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、アジア全域へ進出・事業拡大を検討する日本企業に対し、コーポレート、M&A、ファイナンス、紛争解決等、幅広い分野においてシームレスなリーガルサービスを提供しております。

今号では、台湾の会社法の大改正と日本企業の子会社管理・ガバナンスに与える影響についてご紹介します。

台湾の会社法の大改正と日本企業の子会社・合併会社の管理及びガバナンスに与える影響

台湾において大きな改正のあった会社法が2018年11月1日から施行されている。改正条文は148か条に渡り、2001年以降では最大の改正である。台湾に子会社や合併会社を有する日本企業にとってもガバナンスの観点から影響のある改正であるため、本ニュースレターにおいては今回の大改正が日本企業に与える影響も考慮しつつ改正会社法の概要につき説明する。なお、今回の改正との関係で台湾における企業の買収・M&A等を規定する企業併購法（M&A法）及び証券取引法については特に大きな改正は行われていない。

今回の大改正の内容をテーマごとに分けると6つに分類される。以下ではそれぞれのテーマごとの改正内容について日本の会社法との比較も踏まえつつ概要を説明する。

- (1) ガバナンス関連規制の柔軟化
- (2) イノベーション事業に優しい環境の創出
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 株主権益の保護
- (5) 外国会社に対する規制
- (6) マネーロンダリングの防止

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先

asia.tokyo
@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

(1) ガバナンス関連規制の柔軟化

改正項目	概要
一人法人株主の場合には董事会・監察人の設置不要（128-1条）	<ul style="list-style-type: none"> 旧法では、一人法人株主であるかどうかを問わず、董事会・監察人が必須だった 改正法では、定款により董事会を設置せず、董事1人又は2人のみ設置することが可能（日本の会社法と同様） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 董事1人のみを設置する場合、当該董事が董事長となり、董事会の権限を行使する ▶ 董事2人のみを設置する場合、董事会の規定を準用する。（招集手続きや董事長の選任手続きなど） 改正法では、定款により監察人を設置しないことが可能となり、監察人の規定が適用されない
董事の数（192条）	<ul style="list-style-type: none"> これまでは3名以上必要だったが、これからは1名または2名でもよくなる。ただし、定款に記載する必要がある 公開会社には不適用 国籍・在住要件はこれまでも不要、今後も不要 日本企業としては日本人董事1名だけでの子会社の管理も可能 1名または2名の場合、董事「会」は不要になる。3名以上の場合には董事会必要となる可能性が高い 意思決定方法：2名の場合は董事会と同様に決定し、1名の場合も議事録等の形で書面で残しておく（書面の形式等については経済部の解釈による）
董事会の書面決議（205条）	<ul style="list-style-type: none"> 旧法では実際の開催かテレビ会議だったが、書面決議も可能となった。ただし、定款に記載する必要がある 公開会社は不適用 改正法では、海外董事による董事会の経常代理権の授与が不可となった（董事の義務違反として会社法205条5項は削除）
株主総会の開催方法の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 旧法上も株主総会の書面決議は可能 一人法人株主の場合は、株主総会の職権は董事会が行使するため、株主総会の開催不要で、董事会決議のみでよい 旧法上は閉鎖型株式会社のみ許されていたが、今回の改正で非公開会社全体についてテレビ会議又はその他中央主務官庁が公告する方式による株主総会が可能となった（172-2条）。ただし、定款に記載する必要がある 公開会社は不適用
再投資の制限解除（13条）	<ul style="list-style-type: none"> 旧法上は、会社は他の会社への投資総額が会社実収資本金の40%を超えることは原則的に禁止される（投資を専門事業とする会社、定款に記載ある、又は株主総会の決議がある場合は例外的に許容） 改正法では当該制限を撤廃した 公開会社は依然として40%制限を受ける

(2) イノベーション事業に優しい環境の創出

改正項目	概要
<p>企業の社会的責任 (CSR) の明文化 (1条2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 会社法1条は、会社が営利を目的とする社団法人と定義している <ul style="list-style-type: none"> ➢ しかし、社会的利益に有利な活動は、必ず営利の目的・株主の利益に合致するものではなく、経営陣が営利を犠牲にして会社の資源を公共利益に資する活動に投入させることができるのかという疑問があった • 改正法では、会社は業務を営営する際に法令及び商業倫理規範を守らなければならない、しかも社会的責任を尽くすため公共利益を促進する行為を行うことができることを明確化
<p>発起人の株式譲渡制限の撤廃 (163条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、発起人の株式は原則として会社設立してから1年以内に譲渡できないという制限があった • 改正法は、株式自由譲渡原則に鑑み、及び新規事業を行う意欲を高めるため、当該制限を撤廃した
<p>株式発行の可否は会社が決定可能 (161条の1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、実収資本金が一定の金額 (新台幣元5億) 以上の場合は株式の発行 (株券の作成及び交付、又は振替株式で株式を交付) が必要 • 改正法は、実収資本金という基準の代わりに公開会社・非公開会社という基準を採用。非公開会社では株式を発行するかどうかは会社の判断次第
<p>株主としての議決権の共同行使 (175-1条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 改正法では、非公開会社でも信託又は契約書の合意に基づく株主総会での議決権の共同行使が有効となった (旧法上は閉鎖型会社のみ)
<p>種類株式の充実 (157条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 内容 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 複数議決権 ➢ 特定事項への拒否権のある株式 (黄金株) ➢ 取締役及び監査役の選任禁止または制限、一定人数の取締役選任権のある株式 ➢ 転換権付特別株式の発行可能 ➢ 特別株の譲渡制限が可能
<p>額面株式及び無額面株式 (156条、156条の1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、閉鎖会社「以外」の会社は額面株式の発行義務 • 改正法では、額面株式と無額面株式のどちらを発行するかは会社が決定できる <ul style="list-style-type: none"> ➢ 額面株式と無額面株式が同時に存在することはできない • 発行した額面株式は株主総会の決議で無額面株式へと変更できるが、無額面株式から額面株式へと変更できない • 公開会社は不適用
<p>資金調達方法の充実：私募の対象となる社債の範囲の拡大 (248条、248条の1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 私募の対象となる社債が、旧法上は普通社債のみであったが、改正法では転換社債及び新株引受権付社債にまで拡大された • 董事会の特別決議及び株主総会の決議が必要
<p>剰余金配当時期の柔軟化 (228条の1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 剰余金配当は原則的に年に一回とされたが (228条)、株主の投資利益を高めるため、定款により四半期ごとに又は半年ごとに配当できるようになった • 第1から第3四半期又は前半の剰余金配当は董事会の決議が必要とされるが、株主総会の決議が不要 • 剰余金配当は新株発行による場合は、株主総会の決議も必要
<p>奨励手段の実施対象の子会社等への拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、会社の奨励手段 (incentive measures) は同会社の従業員のみに適用可能

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実務上、企業集団は経営管理の需要に基づき、研究開発、製造、マーケティングなどの機能別の会社を設立することは多い。グループ従業員への奨励を一致させ、しかも人材の確保のため、奨励手段の実施対象を柔軟化する必要がある • 改正法では、定款に記載がある限り、奨励手段の実施対象を支配又は従属関係のある会社に拡大することが可能となる • 適用可能な奨励手段 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金庫株（167条の1）、株式予約権（167条の2）、利益配当（235の1）、新株引受権（267条）、制限型株式（267条）
--	--

(3) ガバナンスの強化

改正項目	概要
実質的董事条項の適用範囲の拡大（8条3項）	<ul style="list-style-type: none"> • 「実質的董事」＝「董事でないが、実質的に董事業務を執行し、あるいは会社の人事、財務を支配し又は董事の業務執行を指揮するもの」 • 会社法は実質的董事が董事としての民事、刑事及び行政罰の責任を負うべきとしている • 旧法では実質的董事条項は公開会社にのみ適用されるが、改正法では非公開会社にも適用されることになった
董事長以外の董事による董事会の招集（203条の1）	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、董事長のみが董事会の招集権限を有していた。実務上、董事長が董事会を招集しない場合、会社運営の支障又はガバナンスの阻害を引き起こすケースが見られた • 改正法では、過半数の董事が董事長に対して、董事会の招集を請求できる。請求してから15日以内に董事長が招集しない場合、董事が自ら招集できることとなった • 主務官庁の許可は不要
利益相反関係の開示（206条3項）	<ul style="list-style-type: none"> • 改正法では、新たに董事会の決議事項について、董事の配偶者、二親等以内の親族又は当該董事と支配従属関係のある会社は利害関係がある場合、当該董事は利害関係を董事に開示して説明しなければならないこととなった

(4) 株主権益の保護

改正項目	概要
株主総会の招集権（173-1条）	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、株主が臨時株主総会の開催を希望する場合、1年以上継続的に発行済み株式数の3%以上を所有する株主のみが管轄官庁の許可を経た上で自ら招集できる（173条）。あるいは監察人を通じて開催する（220条） • 改正法では、新たな要件が追加され、継続的に3か月以上発行済み株式数の過半数を所有している株主も自ら臨時株主総会を招集可能となり、かつ管轄官庁の許可は不要（179-1条）となった
少数株主の検査権の強化	<ul style="list-style-type: none"> • 旧法では、「1年以上継続的に発行済み株式数の3%以上を所有」する株主が検査権を有する • 改正法では「6か月以上継続的に1%以上の所有」に緩和された（245条） • 検査申し立て株主は理由・証拠を付して検査の必要性の説明する必要があるものとなった。これは濫用的な利用を排除するためと想定される

(5) 外国会社に対する規制

改正項目	概要
外国会社の承認 手続き不要	<ul style="list-style-type: none">旧法では、外国会社は主務官庁から承認されなければ適法な法律主体となることができない改正法では、承認手続きが不要となり、外国会社の権利能力は、台湾会社と同じと認められるしかし、外国会社は依然として台湾で支店登記がなければ業務を営むことができない
外国会社の社名 (392条の1)	<ul style="list-style-type: none">旧法では、会社は外国語での社名登記は受理されない改正法によれば、会社は中国語の社名も必要であるが、外国語の名称も登記することができる外国語の種類について現時点では英語表記のみ認められている（経済部2018年11月8日書簡）

(6) マネーロンダリングの防止

改正項目	概要
董事、監査役、經理人及び大株主についての申告義務（22-1条）	<ul style="list-style-type: none">会社は、董事、監査役、經理人及び発行済株式総数の10%以上を直接所有している大株主の資料を毎年申告しなければならない。変動がある場合は15日以内に申告義務あり政府が独資で経営する会社、政府の出資が50%を超える会社、公開会社などは不適用申告内容：氏名又は名称、国籍、生年月日又は設立登記日、ID番号、持株数又は出資額その他中央主務官庁の指定事項申告内容は公表しない。行政機関、裁判所及びマネーロンダリング防止法所定の金融機関などはマネーロンダリング防止の調査でしか利用できない2018年10月31日以前に設立した会社は、2019年1月31日までに最初の申告をする必要がある2018年11月1日以降に設立した会社は、設立後15日以内に申告する必要がある年度申告：2020年から、毎年3月1日から3月31日までに前年度の資料を申告する義務がある。当該年度の1月1日から3月31日までは変動申告をした場合、同年度の年度申告義務が免除される申告方法：会社責任者及び主な株主の情報申告ウェブサイト（https://ctp.tdcc.com.tw/）による申告